

庄内町告示第116号

令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年度山形県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（令和5年4月3日付け農政第9号山形県農林水産部長通知。以下この条において「県交付要綱」という。）に基づいて実施する経営所得安定対策等推進事業の円滑な推進を図るため、庄内町農業再生協議会（以下「協議会」という。）に対し予算の範囲内で令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、県交付要綱及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）に基づき協議会が行う推進活動、要件確認等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げるものとする。

- (1) 謝金 謝金、報償費等
- (2) 旅費 出張等経費
- (3) 事務等経費
 - イ 印刷製本費 印刷物等作成費用
 - ロ 通信運搬費 郵送費等
 - ハ 雑役務費 口座振込手数料等
 - ニ 消耗品費 資料作成代、事務用品等
 - ホ 借料又は損料 会場借料、リース料等
 - へ 会議費 会議開催に要する費用等
 - ト 備品費 備品購入費用
 - チ 賃金 臨時職員雇用に伴う賃金等
 - リ 共済費 臨時職員に係る社会保険料、児童手当拠出金等
- (4) 委託費 委託に要する経費等
- (5) 助成費 協議会が助成する場合に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第1号)
- (2) 収支精算書 (様式第2号)

(概算払)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書 (様式第3号) を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画(実績)書

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	内 容
(1) 謝 金	
(2) 旅 費	
(3) 事務等経費	
(4) 委 託 費	
(5) 助 成 費	

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
(1) 謝 金	円	
(2) 旅 費	円	
(3) 事務等経費	円	
イ 印刷製本費	円	
ロ 通信運搬費	円	
ハ 雑役務費	円	
ニ 消耗品費	円	
ホ 借料・損料	円	
ヘ 会議費	円	
ト 備品費	円	
チ 賃 金	円	
リ 共 済 費	円	
(4) 委 託 費	円	
(5) 助 成 費	円	
合 計	円	

様式第3号（第7条関係）

令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金について、令和5年度庄内町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 概算払を必要とする理由

5 振込先

金融機関名		店名	
種目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			